

○道路交通法第108条の34に基づく使用者等に対する通知要領の制定について
(平成3年12月18日例規第57号)

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34の規定に基づく使用者等に対する通知（車両等の運転者が道路交通法若しくは道路交通法に基づく命令の規定又は、道路交通法の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときに公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う通知）に関し、適正かつ効率的な運用を図るため必要な事項を定めるものです。